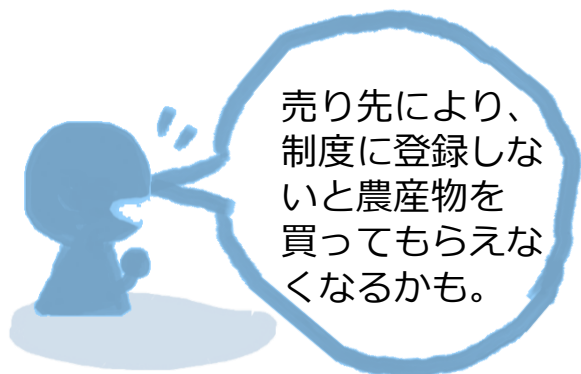


知らないと困る！ 消費税インボイス制度

～農業経営への影響～

適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月1日に開始されます。仕入れ税額控除を受けるためには、「適格請求書」が必要になります。「適格請求書」を発行できるのは登録申請した課税事業者です。売り先によっては、インボイスが必要になるかもしれません。免税事業者の場合、課税事業者になるべきかどうか、慎重に考える必要があります。

令和4年 7月 5日 (火)



講師

13:30～15:00

税理士 大久保 秀彦 氏

場所 ひびきのホール

(JA埼玉ひびきの本店 1階)

- ・ 本庄市早稲田の杜1-14-1
- ・ 0495-24-7711



主催：埼玉県本庄農林振興センター・埼玉ひびきの農業協同組合

- ・ 申込締切： 6月24日 (金)
- ・ お申込み： 電話、FAX、Eメール (裏面) にてお申し込みください。
- ・ お問合せ：
本庄農林振興センター 農業支援部 電話 0495-22-3116
JA埼玉ひびきの 営農経済部 営農販売課 電話 0495-24-7721

※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場は感染防止対策を行います。
会場では、マスクを着用し、主催者の指示に従うよう、お願いします。

参加申込みは、以下の機関をお願いします。

●本庄農林振興センター農業支援部

- ・電話：0495-22-3116
- ・FAX：0495-24-7510
- ・メールアドレス：u22615f5@pref.saitama.lg.jp
 ユー エフ エル

Eメールでのお申込みは、メールに「お名前」「お住いの市町」「電話番号」を記載してください。

●JA埼玉ひびきの 営農経済部 営農販売課

- ・電話：0495-24-7721
- ・FAX：0495-24-7763

※JA埼玉ひびきの 各営農経済センターで申込まれる場合は、以下の参加申込み書を記入の上、提出してください。

※記載していただいた個人情報については経営支援の目的に限り使用させていただきます。

-----切り取り線-----

7/5開催 農業経営研修会（消費税インボイス制度）参加申込み書

✂切 6月24日（金）

お名前	お住いの市町	電話番号